

(運営規程 別紙) 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料

居宅サービス計画作成の費用

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者に支払われない場合には、1ヶ月につき 下記の金額をいただき、本事業所からサービス提供証明書を発行します。後日、サービス提供証明書を市区町村の窓口に提出しますと差額の払戻しを受けられます。 1単位=10円

1 介護度 1・2

居宅介護支援費 I 〈取扱件数 45 件未満〉 10.860 円 (1.086 単位)

居宅介護支援費 II 〈取扱件数 45 件以上 60 件未満〉 5.440 円 (544 単位)

居宅介護支援費 III 〈取扱件数 60 件以上〉 3.260 円 (326 単位)

2 介護度 3・4・5

居宅介護支援費 I 〈取扱件数 45 件未満〉 14.110 円 (1.411 単位)

居宅介護支援費 II 〈取扱件数 45 件以上 60 件未満〉 7.040 円 (704 単位)

居宅介護支援費 III 〈取扱件数 60 件以上〉 4.220 円 (422 単位)

※1 居宅介護支援費は、介護支援専門員 1人当たりの取り扱い件数が 45 件以上 60 件未満の部分については (II)、60 件以上の部分については (III) を算定します。契約日が古いものから順に割り当てます。

※2 当事業所が運営基準減算 (居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算) に該当する場合は、所定単位数の 50 / 100 を減算します。また、2ヶ月以上継続して該当する場合には、居宅介護支援費を算定しません。

※3 当事業所が高齢者虐待防止措置未実施減算 (虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じていない場合の減算) に該当する場合は、所定単位数の 1 / 100 に相当する 単位数を所定単位数から減算します。

※4 当事業所が業務継続計画未策定減算 (業務継続計画が未策定の場合の減算) に該当する場合は、所定単位数の 1 / 100 に相当する単位数を所定単位数から減算します。(令和7年4月1日施行)

※5 特定事業所集中減算 (居宅サービスの内容が特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏っている場合の減算) に該当する場合は、1ヶ月につき 200 単位を所定単位数から減算します。 3 初回加算 (初回時) 3.000 円 (300 単位)

4 入院時情報連携加算

ア 入院時情報連携加算 I 〈入院した日〉 2.500 円 (250 単位)

イ 入院時情報連携加算 II 〈入院した日の翌日又は翌々日〉 2.000 円 (200 単位)

5 退院・退所加算

ア カンファレンス参加 無

〈連携 1回〉 4.500 円 (450 単位) 〈連携 2回〉 6.000 円 (600 単位) イ

カンファレンス参加 有

〈連携 1回〉 6.000 円 (600 単位) 〈連携 2回〉 7.500 円 (750 単位)

〈連携 3回〉 9.000 円 (900 単位)

6 通院時情報連携加算 500 円 (50 単位)

7 緊急時等居宅カンファレンス加算 2.000 円 (200 単位)